## と畜検査手数料等

## 1) と畜検査手数料(円)

牛	とく		Ĥ.	Ш <del>у :</del>	めん羊		山羊	
	60kgを超 えるもの	60kg以下 のもの	馬	豚	20kgを超 えるもの	20kg以下 のもの	20kgを超 えるもの	20kg以下 のもの
700	700	150	700	300	150	70	150	70

## 2) と畜場使用料(円)

牛		馬		豚	めん羊	摘 要	
成牛	子牛	成馬	子馬	乃入	山羊	子牛および子馬とは, 生後	
2,220	490	2,220	490	670	120	1年未満の牛および馬をいう。	

<sup>※</sup>病畜については、20%に相当する金額を加算する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を10円に切り上げるものとする。

## 3) とさつ解体料(円)

牛	とく 60kgを超え 60kg以下の		馬	豚 120kg以上 120kg未満		めん羊 山 羊	摘 要	
4,070	3,520	2,475	4,290	のもの 2,827	のもの 1,672	1,100	120kg未満であっても 大豚とみなされるものに ついては120kg以上 (大豚)扱いとする。	
11,100	11,100	5,200	11,100	7,530	5,630	3,500	時間内病切迫獣畜 (6:00~20:00)	
16,000	16,000	10,500	16,000	7,980	6,030	4,000	時間外病切迫獣畜 (0:00~6:00) (20:00~0:00)	